浦野家通信

〒550-0012
大阪市西区立売堀
1丁目9-10
HOWAビル701号
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第121号
発行人：所員一同

11月

気がつけば日脚もめっきり短くなり、
冬の訪れを感じております
向寒のみぎり、健康には十分にご留意なされ
さらにご活躍されますことを祈念申し上げます。



11月の税務





10日(火)
- 10月分の源泉所得税
- 住民税特別徴収税額の納付

16日(月)
- 所得税の予定納税額（第2期）の減額申請

30日（月）
- 9月決算法人の申告と納税
- 3月決算法人の中間申告と納税
- 3月、6月、12月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- 10月分社会保険料納付





【年末調整の必要書類】

今回は年末調整に必要となる資料をお伝えしたいと思います。

1. 全従業員様の12月支給分までの給与明細
2. 令和9年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
(R8年中に入社された方はR8年度分も必要)
3. 給与所得者の保険料控除申告書
4. 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書
5. 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書
6. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
7. 個人で加入されている生命保険料・地震保険料などの控除証明書
8. 前職の源泉徴収票
(令和8年中に勤め先に変更があった場合)





年末が近づいてきましたら担当のスタッフからも
案内させていただきますが
従業員が多い会社については特に
事前のアナウンス及びご準備のほどを
よろしくお願いいたします。



インボイスをやめて免税に戻る際の注意点

インボイス制度の開始後3年が経過しましたが、「登録したけれど実務が大変なので登録を取りやめて免税に戻りたい。」と考えてらっしゃる方も多いのではないでしょうか。

しかし、免税事業者がインボイスに登録した場合、原則として「登録日から2年間は免税に戻れない」というルールがあります。
また、登録を取り消すための「手続きの期限」にも注意が必要です。

【免税に戻るための手続き期限】
インボイスを取りやめるには、やめたい期のスタートから15日前までに税務署へ届出書を提出しなければなりません。
・個人事業主の場合：12月17日までに提出すれば、翌年1月1日から免税に戻れます。
・法人の場合：新しい事業年度が始まる15日前までの提出が必要です。

【取りやめる前の注意点】
インボイスを廃止すると、取引先（課税事業者）の税負担が増えるため、「取引の縮小」や「値下げ」を求められるリスクがあります。顧客層が一般消費者や免税事業者メインである場合を除いて、慎重な判断が必要です。
インボイスの取りやめで迷われておられましたら、提出前に当事務所までお気軽にご相談ください。

一日公庫を開催いたしました

当事務所にて、日本政策金融公庫の融資担当の方にお越しいただき、面談・相談を行う「一日公庫（出張融資相談会）」を開催いたしました。
今後もこういったイベントを開催する予定ですので、ご興味がある方は次回是非ご参加ください。



紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。
紹介して頂いたお客様には、
法人様をご紹介して頂ければ50,000円、
個人事業主様には30,000円の
Amazonギフトカードを
プレゼントいたします！
※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。

Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！

URANOKAIKEI